

第107回 役員会（臨時）議事要旨

日時 平成23年2月3日（木） 12:35～13:00
場所 学長室

議題1. 教員の人事事項について
その他

[出席委員] 6名
吉田学長
(理事) 前田、島、河原、阿部、盛本

[欠席委員] 1名
(理事) 大野

(オブザーバ)
坂東監事
(副学長) 萩野
(学長補佐) 前田、小栗

[事務局]
(部長) 後藤
(課長) 鶴飼、執行
(代理) 本、内山
(その他) 今村、毛利

議題1. 教員の人事事項について（資料1）

学長から、教員の人事事項に関し、本日開催の教育研究評議会で審査し、了承された審査説明書を受け、本学職員懲戒規則第7条に基づき懲戒処分書(案)が諮られ、審査の結果、原案どおり了承された。

この結果、本日2月3日付けで本学職員就業規則第52条第5号、第6号及び第8号により懲戒処分とすることとし、その処分の種類及び程度については、同規則第51条第1項第2号により諭旨解雇となった。

懲戒処分書は役員会終了後、代理人へ直接届けることとなり、懲戒処分者が弁護士と相談する時間を考慮し、退職願の提出期限（本学必着）を2月7日（月）12:00とすること、同期限までに退職届の提出がない場合は、代理人を通じて本学職員就業規則第51条第1項第1号及び第2号に基づき懲戒解雇の手続きをとる旨を連絡すること、懲戒解雇となった場合は解雇予告手当を支給することが確認された。

また、懲戒処分者は、退職届を提出するまでの間は、本学職員の身分を有すること、出勤停止命令は継続されることが確認された。

なお、今後の懲戒処分書の交付については、代理人を立てない処分者についても配達証明で懲戒処分者宛に懲戒処分書を郵送する方法で行うことが確認された。

本事案の概要については、本日中に資料2及び資料3により教職員及び報道機関にそれぞれ公表することとなった。

資料については席上配布され、終了後回収となった。

その他
なし